

## 憲法

次の【事実】に含まれる憲法問題について論じなさい。(配点：100点)

### 【事実】

地方公務員Aは精神障害を発症して自殺し、公務上の災害として認定された。Aの死亡の当時Aの収入により生計を維持していたAの夫Xは、地方公務員災害補償法(以下「地公災法」という)に基づき、地方公務員災害補償基金B支部長Yに、遺族補償年金の支給を請求した。

遺族補償年金は、職員の死亡により被扶養利益を喪失した遺族のうち、一般的に就労が困難であり、自活可能ではないと判断される者に対する填補を目的とするものであり、損害賠償と社会保障の性質をもつものと解されている。

YはXの上記請求に対し、XはAの死亡当時50歳であったことから、地公災法32条1項ただし書1号に該当しないとして、平成23年1月、不支給とする処分(以下「本件処分」という)を行った。地公災法32条1項ただし書1号によれば、受給要件として、夫については、職員たる妻の死亡当時、60歳以上でなければならないとされている。他方、妻については、年齢要件は設けられておらず、職員たる夫の死亡の場合、妻は年齢に関わりなく受給できる。

地公災法が制定されたのは昭和42年であり、地公災法は、いわゆる専業主婦世帯を想定し、その働き手である夫が死亡した場合に、妻については、年齢や障害の有無に関わらず典型的に生計自立の能力のない者として、年齢要件等を設けずに、生計維持要件(地公災法32条1項が規定する「職員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた者」であること)を充たす者は遺族補償年金の受給権者としたのである。

しかし、その後、社会状況は大きく変化し、各種統計資料によれば、平成22年には、共働き世帯が1012万世帯、これに対し専業主婦世帯は797万世帯に止まり、専業主婦世帯の数と共働き世帯の数が逆転し、共働き世帯が一般的な家庭モデルとなっている。また、バブル経済崩壊後のグローバル経済により日本型雇用慣行が変容し、非正規の男性労働者の割合が増加し、社会保障制度においても、男性が正規職員として安定的に就業しているという前提は、見直さざるを得なくなっている。さらに、母子家庭にしか支給されなかった児童扶養手当を、平成22年8月以降、父子家庭にも支給することとする改正がなされている。

Xは本件処分を不服とし、地公災法により前置される審査請求を経て、平成23年10月、本件処分の取消しを求め、訴訟を提起した。

## 刑法

次の【事実】について、甲の罪責を論じなさい。ただし、特別法の点を除く。  
(配点：100点)

### 【事実】

1 甲は、Aと交際していたが、結婚するつもりは、まったくなかった。しかし、Aが妊娠したと言って執拗に結婚を迫るようになったため、Aを疎ましく思うようになり、ついにはAを殺害してけりをつけることを決意した。そこで、甲は、Aをデートに誘い、眠らせた上で、甲の父親Bの別荘（日頃からBより自由に使ってよいと言われ、合鍵もBから与えられている）へAを連れて行き、そこでAを生き埋めにして殺害することを計画し、すでに別荘には、Aを埋める穴まで掘っていた。

2 また、途中で薬が切れて目を覚ましたときのことも考え、そのような場合でも、すぐさま実行することで殺害できるように準備した。この予備の殺害計画は、はじめから別荘でのデートであるかのように装い、一緒にふぐ鍋を食べ、その際に、Aにふぐ毒のある部位を食べさせて、中毒死させようというものであった。そのために、事前に友人のCに「ふぐの肝を食べたいので入手して欲しい。」と頼んで入手してもらっていた。しかし、Cは、ふぐの肝は、普通毒があるので、それでも食べたいと言っているのは、たぶんハリセンボンの肝のことだろうと勝手に甲の意思を推測し、ハリセンボンの身と肝を鍋用に用意していた。また、Cは、甲がおいしく鍋を食べることができるよう、昆布や鰹節だけでなく、海老や蟹などの殻を使ってだし汁をとっていた。ハリセンボンの肝には、毒はなく、食用可能であったが、甲は、毒のないハリセンボンの肝であることを知らないままであった。

3 こうして準備した上で、甲は、いつものようにAをデートに誘い、車で渋谷区内にあるAの自宅前に迎えに行った。Aがこの車の助手席に座り、ドアを閉めると、ビール好きのAに対して、甲は、「めずらしいビールが手に入ったから、飲んでごらん。」と言って、あらかじめ睡眠薬を溶かし込んでいたビールをクーラーボックスから取り出し、グラスに注いでAに飲ませた。その後、しばらく

雑談をしてAが寝入ってしまったのを確認すると、Bを助手席に乗せたまま、別荘のある八ヶ岳へと車を走らせた。

出発してから、2時間半後にBの別荘に到着し、別荘の門扉を解錠して開けて、自動車を敷地内に滑り込ませて降車しようとしたとき、Aが目覚めてしまった。甲は、すぐさま機転を利かせて予備の計画に切り替えて実行することにした。

4 甲は、Aと一緒にふぐ鍋を食し、毒が入っていると思っている肝をAに食べさせるなどした。ハリセンボン自体は、毒もなく、Aもそれでは死に至らなかったのだが、Aは、海老や蟹などにアレルギーがあり、鍋を食している途中から少しずつ体調を崩しはじめ、ついにはアナフィラキシーショックの症状を呈するに至り、やがて動かなくなり、ほどなくしてアナフィラキシーショックにより死亡した。甲は、Aがふぐ毒で死んだものとすっかり信じ込んで、うまくいったとも喜んで、Aを抱きかかえ、庭に掘っておいた穴にAを放り投げると上から土をかぶせた。

民法

次の【事実】を読んで、以下の〔小問1〕および〔小問2〕に答えなさい。

**【事実】**

2016年6月1日、Aは、Bに対し、その所有する甲土地を代金1億円で売却したが、同年7月1日になっても、甲土地の所有権移転登記手続も引渡しもししていない。また、BもAに対して代金を未だ支払っていない。

2016年8月1日に、Cは、この事情を知り、Aに対し、甲土地を1億1千万円で買おうと申し出た。Cは、元々甲土地に興味があったうえ、Bと仲が悪かったからである。同日、Aは、軽率にも、Bとの売買契約を交渉によって無かったことにしてもらえろと考え、Cの申込みを承諾して売買契約を成立させた。

ところが、2016年9月1日にAがBと交渉したところ、Aの期待に反してむしろBはAに対して履行を迫ってきた。BとCとの板ばさみに苦しんだAは、この際、高額な代金で契約したCに履行してしまおうと決心し、同年9月30日にCに対して甲土地の所有権移転登記手続と引渡しを済ませてしまった。同日、CもAに対して代金1億1千万円を支払った。

〔小問1〕（配点：75点）

2016年10月30日現在、Bは、Cに対して甲土地の引渡しを請求することができるか、論じなさい。その際、2016年8月1日および10月30日現在におけるABC三者の権利関係も説明しなさい。

〔小問2〕（配点：25点）

2016年10月30日現在、Bは、Aに対して金銭の支払を請求することができるか、できるとすれば金額はいくらか、論じなさい。その際、上記【事実】の他には、甲土地の価格算定の資料は存在しないと仮定しなさい。